



福岡医発第 625 号 (地)
令和 6 年 5 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より、別添のとおり保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いについて疑義解釈が示された旨、日本医師会を通じてご連絡がありました。

本件は、医師国家試験合格後、保険医登録の申請を行った者が実施する臨床研修について、保険医登録票の交付前であっても、当該申請を行った医師等が、医籍登録後 3 月以内に臨床研修を開始した場合であって、当該医師等に対し、保険医が関係法令及び通知において定める診療報酬請求上のルールに関して実地に指導監督する等の体制が確保されている場合には、当該申請の受付日以降に、診療報酬の請求が認められる旨が示されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

<添付資料>

・保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いに関する疑義解釈資料の送付について

(令 6. 5. 17 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第380号（保険）
令和6年5月21日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について

標記について、厚生労働省より、保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いについて疑義解釈が示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いに関する疑義解釈資料の送付について
(令6.5.17 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 17 日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について

保険医及び保険薬剤師の登録について、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱い

問 医師国家試験、歯科医師国家試験又は薬剤師国家試験合格後、保険医登録又は保険薬剤師登録の申請を行った者が実施する臨床研修又は調剤について、保険医登録票又は保険薬剤師登録票の交付前であっても、診療報酬の請求は認められるのか。

(答) 当該申請を行った医師等が、医籍登録、歯科医籍登録又は薬剤師名簿登録後 3 月以内に臨床研修又は調剤を開始した場合であって、当該医師等に対し、保険医又は保険薬剤師が関係法令及び通知において定める診療報酬請求上のルールに関して実地に指導監督する等の体制が確保されている場合には、当該申請の受付日以降に、診療報酬の請求が認められる。